

議案第 1 2 号

杉並区防災対策条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 1 4 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区防災対策条例の一部を改正する条例

杉並区防災対策条例（平成 1 4 年杉並区条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 号を次のように改める。

（ 2 ） 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第 9 条第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（ 3 ） 前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。

第 1 0 条第 5 項第 4 号中「の代表者」を「を構成する者」に改め、同項に次の 1 号を加える。

（ 1 1 ） 学識経験のある者

第 1 0 条第 7 項中「、第 9 号及び第 1 0 号」を「及び第 9 号から第 1 1 号まで」に改める。

第 1 3 条第 1 項中「第 2 3 条第 1 項」を「第 2 3 条の 2 第 1 項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 0 条第 5 項第 4 号の改正規定、同項に 1 号を加える改正規定及び同条第 7 項の改正規定は、平成 2 5 年 4 月 1 日（以下「一部施行日」という。）から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際、現にこの条例による改正前の杉並区防災対策条例第 1 0 条第 5 項第 4 号の委員である者は、一部施行日にこの条例による改正後の杉並区防災対策条例（以下「新条例」という。）第 1 0 条第 5 項第 4 号の委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、同条第 7 項の規定にかかわらず、平成 2 6 年 7 月 3 1 日までとする。

- 3 一部施行日以後に委嘱する新条例第10条第5項第11号の委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成26年7月31日までとする。

(提案理由)

災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、防災会議の所掌事務及び委員の構成を改める等の必要がある。

杉並区防災対策条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(所掌事務)</p> <p>第9条 法第16条第1項の規定に基づ く杉並区防災会議(以下「防災会議」 という。)は、次に掲げる事務をつか さどる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>区長の諮問に応じて区の地域に 係る防災に関する重要事項を審議す ること。</u></p> <p>(3) <u>前号に規定する重要事項に関 し、区長に意見を述べること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、法 律又はこれに基づく政令によりその 権限に属する事務</u></p> <p>(組織)</p> <p>第10条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 委員は、次に掲げる者のうちから、 区長が任命し、又は委嘱する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>自主防災組織を構成する者</u></p> <p>(5)～(10) 略</p> <p>(11) <u>学識経験のある者</u></p> <p>6 略</p> <p>7 <u>第5項第4号及び第9号から第11</u></p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第9条 法第16条第1項の規定に基づ く杉並区防災会議(以下「防災会議」 という。)は、次に掲げる事務をつか さどる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>区の地域に係る災害が発生した 場合において、当該災害に関する情 報を収集すること。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、法 律又はこれに基づく政令によりその 権限に属する事務</u></p> <p>(組織)</p> <p>第10条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 委員は、次に掲げる者のうちから、 区長が任命し、又は委嘱する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>自主防災組織の代表者</u></p> <p>(5)～(10) 略</p> <p>6 略</p> <p>7 <u>第5項第4号、第9号及び第10号</u></p>

号までの委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8及び9 略

(組織)

第13条 法第23条の2第1項の規定に基づく杉並区災害対策本部(以下「本部」という。)に本部長室及び部を置く。

2及び3 略

_____の委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8及び9 略

(組織)

第13条 法第23条第1項_____の規定に基づく杉並区災害対策本部(以下「本部」という。)に本部長室及び部を置く。

2及び3 略